

## 期 中 の 評 価 個 表

事業名	国有林直轄治山事業	事業計画期間	平成25年度～31年度（7年間）									
事業実施地区名 （都道府県名）	世附（よづく） （神奈川県）	事業実施主体	関東森林管理局 東京神奈川森林管理署									
事業の概要・目的	<p>本地区は、神奈川県西部山北町<sup>やまきたまち</sup>、丹沢山地の西端部に位置し、二級河川酒匂川<sup>さかゝわがわ</sup>上流に設置された主要水源である丹沢湖の源流域となっている。この丹沢湖下流部には、多目的ダムとして建設された三保ダムがあり、発電洪水調整・災害防止等に貢献している。</p> <p>この流域では、過去の震災・度重なる豪雨による山地荒廃が顕著で、これまで国有林、民有林ともに溪間工、山腹工及び森林整備等により荒廃地復旧を図ってきたものの、地形が急峻で地質もスコリア層で構成され脆弱なことから、丹沢湖への土砂流入が慢性化している状況である。</p> <p>このことから、平成25年度より「水源地域整備事業」として、溪間工・山腹工に着手したところであるが、平成26年の台風19号等の豪雨により崩壊地が拡大し、現地に至る道路が不通になり、事業の進捗が大幅に遅れ、現行計画の最終年度である平成28年度までに当初予定していた事業が完了しない状況である。</p> <p>また、新たな崩壊地も発生していることから、現行計画の未着手箇所<sup>箇所</sup>の状況等も踏まえつつ、計画内容を見直した上で、事業期間の終期を当初計画の平成28年度から平成31年度まで3年間延長し、崩壊地の復旧・荒廃森林の整備による水資源の確保と国土の保全を図る対策を引き続き実施し、本事業の目的を完遂する。</p> <p>・主な事業内容：溪間工4基 山腹工 1.42ha（3箇所） 〔当初の事業計画：溪間工5基 山腹工 1.12ha（6箇所）〕 ・総事業費 349,664千円（平成24年度の評価時点 255,500千円）</p>											
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>当初から山腹工に着手していた崩壊地が台風に伴う豪雨等により拡大していることや新たな崩壊地の発生により工事経費が掛かり増しになる一方で、土砂の移動がみられない溪間工1基や、自然緑化が期待できる山腹の施工を取り止めることを踏まえて精査した結果、総事業費は255,500千円から349,664千円となる。また、事業開始時には存在しなかった民家が新築されるなど、保全対象が増え、保全効果区域が広がっている。</p> <p>なお、平成28年度時点における費用対効果分析は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総 便 益 (B)</td> <td>725,227千円</td> <td>(平成24年度の評価時点 704,969千円)</td> </tr> <tr> <td>総 費 用 (C)</td> <td>346,439千円</td> <td>(平成24年度の評価時点 232,663千円)</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.09</td> <td>(平成24年度の評価時点 3.03)</td> </tr> </table>			総 便 益 (B)	725,227千円	(平成24年度の評価時点 704,969千円)	総 費 用 (C)	346,439千円	(平成24年度の評価時点 232,663千円)	分析結果 (B/C)	2.09	(平成24年度の評価時点 3.03)
総 便 益 (B)	725,227千円	(平成24年度の評価時点 704,969千円)										
総 費 用 (C)	346,439千円	(平成24年度の評価時点 232,663千円)										
分析結果 (B/C)	2.09	(平成24年度の評価時点 3.03)										
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>事業対象区域が存する山北町の人口は、平成24年度の事前評価時点から減少しているが、下流域にある公共施設や道路の交通量は、特段の変化はない。</p> <p>平成26、27年の台風に伴う豪雨等により被害を受けた下流の住民は、上流の崩壊防止や森林の保全を強く要望している。</p> <p>・主な保全対象：家屋2戸、県道910m、林道7,960m</p>											
③ 事業の進捗状況	<p>当初の計画期間である平成25年度から平成28年度の4年間の工事实績は、溪間工2基、山腹工1箇所（0.72ha）であり、進捗率は溪間工で40%、山腹工で17%となっている。</p>											

	事業費ベースでは、当初計画額に対して79%の進捗率である。
④ 関連事業の整備状況	本事業は下流域の民有林補助治山事業と連携した「特定流域総合治山対策」として実施されており、民有林事業対象区域の治山対策を実施する神奈川県においても、事業期間の延長が検討されている。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	（神奈川県） 当地区に隣接する民有林においても、治山事業を実施し一体的な整備を実施している。 森林の有する公益的機能が高度に発揮されることにより、下流域の人家や道路等が保全されることから、今後も民有林事業と連携しながら、早期に復旧されることを要望する。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	これまで進めてきた事業やモニタリングの情報を基に見直しを行った結果、自然緑化が期待できる山腹や土砂崩壊・土砂流出の可能性が低い箇所については、施工を取り止めることとする。 また、コンクリートダム型の型枠には残置式のものを採用して工期の短縮を図り、土留工の施工においては中詰め材に現地発生土を利用するなど、事業コストの縮減に努める。
⑦ 代替案の実現可能性	上流域の崩壊土砂等を下流域の砂防施設ですべて受け止めることは不可能であり、国有林から発生する土砂を抑制するとともに、流出した土砂を安全に流す効果が得られる代替案はない。
森林管理局事業評価技術検討会の意見	必要性、効率性、有効性の観点から事業の継続は妥当と認められる。 引き続き関係機関と連携の上、事業を進められたい。
評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 溪床に堆積している不安定土砂及び崩壊地の状況から、事業を継続せず放置すれば下流域の被害の拡大が懸念されるため、事業の継続は必要である。</li> <li>・効率性： 崩壊発生源対策に注力し、工期短縮やコスト縮減に努めることとしており、費用効果分析結果からも十分な効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 本事業の実施により、崩壊地が復旧し、溪床内の不安定土砂の流下が抑止され、下流域の保全が図られることから有効性は認められる。</li> <li>・実施方針： 事業を継続し、事業対象区域の保全を図る。</li> </ul>